

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(厚生労働省医政局医療経営支援課)

項 目 名	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等	
税 目	相続税、贈与税	
要 望 の 内 容	<p>持分あり医療法人においては、出資者の死亡や退社により持分払戻請求が行われ、医業継続が困難になることが想定される。持分あり医療法人が持分なし医療法人に円滑に移行し、引き続き地域医療の担い手として継続していけるよう、平成 26 年度税制改正により、医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度を前提として、「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置」が創設された。</p> <p>平成 29 年 10 月には、特例措置の期限を延長するとともに、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入され、その後、特例措置の期限は令和 5 年 9 月末まで延長されている。</p> <p>今般、その期限が終了することから、本特例措置の延長を行う。また、更なる移行促進のため、認定から 3 年以内の移行期限を、認定から 5 年以内に緩和する。</p> <p>※現行の制度期間（厚生労働大臣の認定期間）：令和 3 年 5 月 28 日から令和 5 年 9 月 30 日まで</p> <p>※医療法人総数：57,141 法人          うち医療法人社団：56,774 法人              うち「持分あり」：37,490 法人（66%）              「持分なし」：19,284 法人（34%）          うち医療法人財団：367 法人（令和 4 年 3 月末現在）</p> <p>※良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条の 2 から第 10 条の 8 まで          医療法施行規則第 56 条から第 60 条まで          租税特別措置法第 70 条の 7 の 9 から第 70 条の 7 の 14 まで</p>	
	平年度の減収見込額	▲405 百万円
	(制度自体の減収額)	( ▲3,000 百万円)
	(改正増減収額)	( - 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>持分あり医療法人が、出資者の死亡や退社により持分払戻請求が行われ医業の継続に支障をきたすことのないように、持分なし医療法人への移行を促進することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 18 年改正医療法により、医療法人の非営利性の徹底と地域医療の安定性の確保のため、持分あり医療法人の新規設立はできないこととなった。法改正前に設立されていた持分あり医療法人については、持分なし医療法人への円滑な移行を促進しており、平成 26 年度には持分なし医療法人への移行計画の認定制度を創設し、認定を受けた医療法人には、出資者の死亡による相続税の猶予等、出資者間のみなし贈与税の猶予等の優遇税制が措置されている。平成 29 年度には出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入され、移行しようとする医療法人を支援している。平成 30 年度から令和 3 年度においては、持分なし医療法人へ移行した法人のうち、7 割以上が認定医療法人制度を活用しており、移行に欠かせない制度となっている。</p> <p>(現行制度の延長)</p> <p>本特例措置は、移行計画の認定を受け、持分なし医療法人への移行を進めている持分あり医療法人において、出資者の死亡による相続税の猶予等、出資者間のみなし贈与税の猶予等、出資者の持分放棄に伴う医療法人へのみなし贈与税を非課税とする税制優遇を行うものであり、円滑な移行促進のために必要な支援措置となっている。</p> <p>持分あり医療法人は 3.7 万法人あり、引き続き、持分なし医療法人への移行を促進する必要があることから、本特例措置について延長が必要である。</p> <p>(移行期限の緩和)</p> <p>また、認定医療法人の中には、3 年の移行期限内に持分なし医療法人への移行ができなかった法人も存在する(18 法人)。移行期限を 5 年に延ばすことにより、持分なし医療法人への移行を促進する。</p>						
<p>今回の要望(租税特別措置)に関連する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 1350 536 1713"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="536 1350 1481 1713"> <p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1713 536 1899"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="536 1713 1481 1899"> <p>医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人へ移行できるように支援することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1899 536 2072"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="536 1899 1481 2072"> <p>令和 5 年 10 月から令和 8 年 9 月まで</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人へ移行できるように支援することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和 5 年 10 月から令和 8 年 9 月まで</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>						
<p>政策の達成目標</p>	<p>医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人へ移行できるように支援することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。</p>						
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和 5 年 10 月から令和 8 年 9 月まで</p>						

	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>医業の継続に支障をきたすことのないようにするとともに、円滑に持分なし医療法人へ移行できるように支援することにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的・安定的に提供する。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>本特例措置の活用状況について、平成26年度から平成29年度において、持分なし医療法人へ移行した412法人のうち、認定医療法人制度を活用した移行は48法人（約12%）、平成30年度から令和3年度において、持分なし医療法人へ移行した822法人のうち、認定医療法人制度を活用した移行は607法人（約74%）となっており、活用数も活用割合も増加しており、地域医療の継続的・安定的な提供に貢献している。</p> <p>本特例措置の周知については、持分あり医療法人の経営上のリスク（持分の払戻し、相続税課税等）や持分なし医療法人への移行によるメリットについて、医療関係者や税理士事務所、会計事務所、銀行等への説明会を実施してきている。</p> <p>こうした制度の周知により、移行計画の認定申請件数も増加している。</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>（相続税） 22件 （贈与税） 36件</p> <p>（参考）医療法上の移行計画の認定件数：338件／年</p>
	<p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p>	<p>医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度及び本特例措置により、持分なし医療法人へ円滑に移行することで、出資者の相続等を契機とした出資持分の払戻請求等による医療法人の経営悪化をあらかじめ回避することにより、医療法人の経営の安定化及び地域医療の継続的・安定的な提供を実現することができる。</p> <p>令和4年6月に実施した持分あり医療法人を対象としたアンケート調査においても、持分なし医療法人への移行の意向がある法人の約9割が認定医療法人制度の活用予定ありと回答している。更に、認定医療法人制度の活用予定ありの法人の8割超が、認定医療法人制度が延長されなかった場合、持分なし医療法人へ移行できないと回答しており、持分なし医療法人への移行には有効な措置となっている。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>—</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>①持分なし医療法人への移行計画に関する認定審査等経費 9,741千円 持分なし医療法人への移行計画に関する審査等補助業務を行うための経費（委託費）</p> <p>②医療施設経営安定化対策費 14,168千円の内数 持分なし医療法人のリスクの周知、認定医療法人制度の活用のための動画作成、セミナー開催のための経費（委託費）</p> <p>③福祉医療機構融資（持分なし医療法人へ移行する医療施設等に係る経営安定化資金）</p> <p>認定医療法人が持分なし医療法人へ移行する際の持分払戻等のために必要な資金について、福祉医療機構の優遇融資により支援している。</p>

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>持分なし医療法人のリスクや課題を周知するため、セミナー開催や動画作成を行っている。      その上で、移行の意向のある法人が、認定医療法人制度活用の検討ができるよう、同セミナーや動画において、制度説明や申請方法、福祉医療機構の貸付制度の紹介等を行っている。      また、認定医療法人制度の認定申請の適切な処理が可能となるよう、審査等補助業務の委託を行っている。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>円滑な医業承継を支援するとともに、持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行を促進することで、地域住民に対して継続的・安定的に医療が提供されるようにするための措置であり、国民に広く効果が及ぶものである。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>相続税：令和元年度 7件 (453百万円)      令和2年度 8件 (622百万円)      贈与税：令和元年度 15件 (1,291百万円)      令和2年度 14件 (3,176百万円)</p> <p>(参考) 医療法上の移行計画の認定件数：令和元年度 210件      令和2年度 300件      令和3年度 85件      (※) 3カ年の平均 198件</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度及び本特例措置により、持分なし医療法人へ円滑に移行することで、出資者の相続等を契機とした出資持分の払戻請求等による医療法人の経営悪化をあらかじめ回避することにより、医療法人の経営の安定化及び地域医療の継続的・安定的な提供を実現することができる。      令和4年7月に実施した認定医療法人を対象としたアンケート調査においても、認定医療法人制度がなかった場合の影響として、法人運営が継続できなくなる等、医療提供に何らかの影響が出ると回答した法人は約8割であった。</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>認定件数の目標：3年の延長期間（R2.10～R5.9）において1,000件</p>
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>制度再開（R3.5.28）から現在（R4.6.末）の認定件数111件。      令和2年10月から医療法上の認定制度がなくなり、令和3年5月28日から再開したものの、認定申請に向けて、医療法人としての意思決定、資産評価、申請書類の作成等に時間を要することから、件数が伸び悩んだもの。</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成26年度税制改正要望（制度創設○）      平成29年度税制改正要望（延長○、拡充○）      令和2年度税制改正要望（延長○、拡充×）</p>	